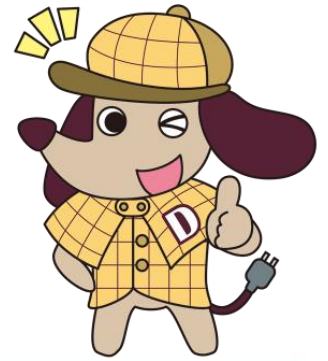


見える化通信

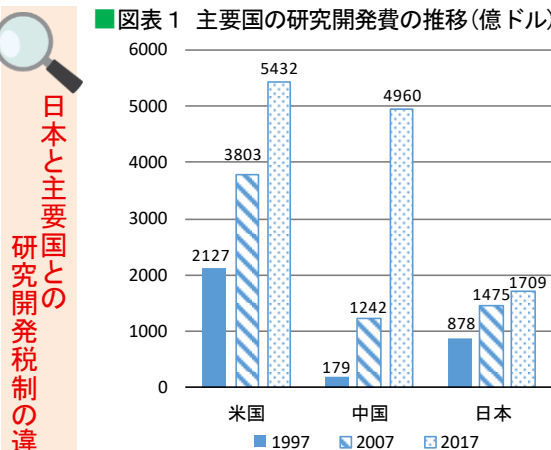
研究開発で米中に遅れをとる日本 促進に向けた政府からの積極的な支援を



世界をリードしていくためには、新たな価値の創出に向けた研究開発が不可欠です。しかし、この20年間、日本の研究開発費は大きく遅れをとっています。政府としても研究開発税制による促進を図ってきましたが、主要国と比較すると課題があります。

電機連合 総合産業・社会政策部門

政府としても、研究開発税制による促進を行っていますが、主要国と比べると①控除率・控除上限額、②研究開発費の範囲（人件費の算入）など違いがあります。2018年度の調査（複数回答）※1によると、研究開発税制を利用しなかった企業の原因として、「控除額が低くメリットが少なかった」が35.1%と最も多く、次いで「専従の研究者がいなかった」が32.8%となっています。日本の税制控除は、研究開発費の総



日本と主要国との
研究開発税制の違い

日本の研究開発費は、この20年あまり緩やかに増加していますが、米中の投資はそれ以上に増加しています(図表1)。日本の経営者は、新市場の開拓につながる長期的な研究開発の重要性は認識しつつも、リスクのある投資には消極的と言われていることと、リーマン・ショック後に短期での業績改善を優先したことが主な要因と考えられます。

米中に遅れをとる
日本の研究開発費

参照：経済産業省
日本の産業部門の技術開発をめぐる状況
(2019年10月16日)

政府は、2020年度税制改正大綱において、次世代の技術やビジネスモデルを持つベンチャー企業との協業を促進する「オープンイノベーション促進税制」などを新たに盛り込みました。新税制では、新たな

世界をリードするために
さらなる後押しを

図表2 研究開発税制の主要国との比較

国名	主な制度	対象費用	繰越・繰戻
日本	【総額型】 研究開発の総額×控除率(最大10%) 上限は、法人税額の25%相当額。 【オープンイノベーション型】 特別試験研究費の総額×控除率(20~30%) 上限は、法人税額の10%相当額。	研究開発に必要な人件費、原材料費、人件委託(専従)、経費、託研究費など	繰越・繰戻ともなし。
米国	【標準税額控除額】 (研究開発-標準ベース金額)×20% ※標準ベース金額 課税年度の平均年間総収入× 研究開発費/総収入 上限は、一般事業税控除額に基づく	人件費、消耗費、委託研究費(65%制限あり)、内部仕様のためのソフトウェア開発費	一課税年度および20課税年度への繰越が可能。
中国	研究開発費×150%(損金算入) 上限はなし。	人件費、燃料費、サンプル・プロトタイプなどの購入費、ソフトウェア、特許料、設備費など	5年間の繰越が可能。

参照：平成29年度産業技術調査事業をもとに電機連合作成

額の最大10%を法人税から控除できますが、米国の控除率は20%です。また、中国では研究開発費の150%まで損金に算入できます(図表2)。なお、日本とは異なり控除上限がない国や繰越・繰戻が認められている国も多くあります。その他にも日本では研究開発費に含められる人件費の条件が、「専従で研究開発に関わる者」となっているため、専従の研究者を置くことができない企業にとってはメリットが少ないという課題もあります。

※1平成29年度産業技術調査事業
(研究開発税制等の今後の在り方に関する制度)を参照

近年、主要国においては、法人税率を下げつつ、研究開発を維持・拡充しています。日本の研究開発費は、先進国の中でも長年高い水準を保ってきましたが、政府の支援は主要国と比べ低い水準となっています。電機連合として、日本の競争力をより強化し、積極的な投資を後押ししていくためにもより一層の拡充を求めていきます。

電機連合の取り組み

近年、自社にない技術や知識を得ることを目的に、他社や研究機関などと連携していくことが重要になってきており、こうしたオープンイノベーションを促進していく支援策は重要です。しかしながら、今回の税制改正では研究開発税制に関する控除率、控除額の上限、人件費の算入条件の改善については盛り込まれていません。日本の控除率は主要国と比較すると低く、競争力の強化や控除額の上限に達している企業の研究開発をさらに後押しするための制度の拡充が求められます。また、人件費の算入についても、海外で行なわれている「賃金に対する源泉所得控除(WBSO)」が参考になります。事前に研究開発にかかる予想時間を申告し、従業員に支払う賃金に対して源泉所得税控除(申告との差額は返還)を控除限度額なく行なうものです。日本が世界をリードするためにも研究開発のさらなる後押しが必要です。

事業の開拓などを条件に、2020年4月から2022年3月末までの期間を対象とし、ベンチャー企業への1億円以上(中小企業は1千万円以上)の出資に対し、取得価格の25%を所得控除することができま